

第4節 防衛装備・技術協力

わが国は、自国の安全保障、平和貢献・国際協力の推進及び防衛生産・技術基盤の維持・強化に資するよう、防衛装備移転三原則に基づき、諸外国との防衛装備・技術協力を推進している。引き

続き、相手国のニーズなどの情報収集の強化、装備品の維持整備への支援も含めた協力、官民一体の連携体制の強化などを通じて効果的な防衛装備・技術協力を実現していく。

1 防衛装備移転三原則

1 防衛装備移転三原則の策定趣旨

わが国は、これまで武器などの輸出については、武器輸出三原則などによって慎重に対処してきた。他方、弾道ミサイル防衛(BMD)に関する日米共同開発などへの国内企業Ballistic Missile Defenseの参画などについては、同原則などによらないこととする措置を個別にとってきた¹。

こうした中、14(平成26)年4月に国家安全保障戦略に基づき、防衛装備の海外移転に関して武器輸出三原則などに代わる新たな原則として、「防衛装備移転三原則²」及びその運用指針を策定し、防衛装備の海外移転にかかる具体的な基準や手続、歯止めについて明確化した。

Q参照 資料66(防衛装備移転三原則)

義務に違反する場合、②国連安保理の決議に基づく義務に違反する場合、又は③紛争当事国への移転となる場合とに明確化した。

Q参照 図表Ⅲ-4-4-1(第一原則「移転を禁止する場合」)

(2) 移転を認め得る場合の限定並びに厳格審査及び情報公開(第二原則)

移転を認め得る場合を、①平和貢献・国際協力の積極的な推進に資する場合、又は②わが国の安全保障に資する場合などに限定し、透明性を確保しつつ、仕向先及び最終需要者の適切性や安全保障上の懸念の程度を厳格に審査することとした。また、重要な案件については国家安全保障会議で審議し、併せて情報の公開を図ることとした。

Q参照 図表Ⅲ-4-4-2(第二原則「移転を認め得る場合の限定」)

2 防衛装備移転三原則の内容

(1) 移転を禁止する場合の明確化(第一原則)

防衛装備の海外への移転を禁止する場合を、①わが国が締結した条約その他の国際約束に基づく

(3) 目的外使用及び第三国移転にかかる適正管理の確保(第三原則)

防衛装備の海外移転に際しては、適正管理が確保される場合に限定し、原則として目的外使用及び第三国移転についてわが国の事前同意を相手国

図表Ⅲ-4-4-1 第一原則「移転を禁止する場合」

場合	具体的事例
①わが国が締結した条約その他の国際約束に基づく義務に違反する場合	化学兵器禁止条約、クラスター弾に関する条約、対人地雷禁止条約、武器貿易条約など
②国連安保理の決議に基づく義務に違反する場合	安保理決議第1718号(北朝鮮の核問題) など
③紛争当事国への移転となる場合	武力攻撃が発生し、国際の平和及び安全を維持し又は回復するため、国連安保理がとっている措置の対象国

1 11(平成23)年12月、「防衛装備品などの海外移転に関する基準」についての内閣官房長官談話により、①平和貢献・国際協力に伴う案件と②わが国の安全保障に資する防衛装備品などの国際共同開発・生産に関する案件については、厳格な管理を前提に、武器輸出三原則などの例外化措置が講じられた。

2 「防衛装備移転三原則」の名称は、例えば、自衛隊が携行するブルドーザなどの被災国などへの供与にみられるように、移転の対象となり得るものが、平和貢献・国際協力にも資するものであることなどから「防衛装備」の文言が適当であり、また、貨物の移転に加えて技術の提供が含まれることから「輸出」ではなく「移転」としたものである。

図表Ⅲ-4-4-2 第二原則「移転を認め得る場合の限定」

場合	具体的事例
①平和貢献・国際協力の積極的な推進に資する場合	<p>平和貢献・国際協力の積極的な推進に資する海外移転として次に掲げるもの(平和貢献・国際協力の観点から積極的な意義がある場合に限る。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 移転先が外国政府である場合 ● 移転先が国際連合若しくはその関連機関又は国連決議に基づいて活動を行う機関である場合
②わが国の安全保障に資する場合	<p>わが国の安全保障に資する海外移転として次に掲げるもの(わが国の安全保障の観点から積極的な意義がある場合に限る。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 米国をはじめわが国との間で安全保障面での協力関係がある諸国との国際共同開発・生産に関する海外移転 ● 米国をはじめわが国との間で安全保障面での協力関係がある諸国との安全保障・防衛協力の強化に資する海外移転であって、次に掲げるもの <ul style="list-style-type: none"> ・ 物品役務相互提供協定(ACSA)に基づく物品又は役務の提供に含まれる防衛装備の海外移転 ・ 米国との相互技術交流の一環としての武器技術の提供 ・ 米国からのライセンス生産品にかかる部品や役務の提供、米軍への修理などの役務提供 ・ わが国との間で安全保障面での協力関係がある国に対する救難、輸送、警戒、監視及び掃海にかかる協力に関する防衛装備の海外移転 ● 自衛隊を含む政府機関(以下「自衛隊など」という。)の活動(自衛隊などの活動に関する外国政府または民間団体などの活動を含む。以下同じ。)又は邦人の安全確保のために必要な海外移転であって、次に掲げるもの <ul style="list-style-type: none"> ・ 自衛隊などの活動にかかる、装備品の一時的な輸出、購入した装備品の返送及び技術情報の提供(要修理品を良品と交換する場合を含む。) ・ 公人警護又は公人の自己保存のための装備品の輸出 ・ 危険地域で活動する邦人の自己保存のための装備品の輸出
③わが国の安全保障上の観点から影響が極めて小さいと判断される場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 誤送品の返送 ・ 返送を前提とする見本品の輸出 ・ 海外政府機関の警察官により持ち込まれた装備品の再輸出等

政府に義務付けることとした。ただし、平和貢献・国際協力の積極的な推進のため適切と判断される場合、部品などを融通し合う国際的なシステムに参加する場合、部品などをライセンス元に納

入する場合などにおいては、仕向先の管理体制の確認をもって適正な管理を確保することも可能とした。

2 ■ 米国との防衛装備・技術協力関係の深化

1 共同研究・開発など

わが国は、米国との間で、1992(平成4)年以降、21件の共同研究と1件の共同開発を実施している。現在は、4件の共同研究(ハイブリッド電気駆動に係る共同研究、高速多胴船の最適化に係る共同研究、部隊運用におけるジェット燃料及び騒音への曝露^{ばくろ}の比較に係る共同研究、化学剤呈色^{ていしよく}反応識別装置に係る共同研究)を実施している。また、14(平成26)年7月以降、ペトリオットPAC-2の部品、イーグス・システムに係るソフトウェア及び部品等、並びにF-15及びF-16に搭載されているF100エンジン部品の米国への移転について、国家安全保障会議において、海外移転を認め得る案件に該当することを確認している。

Q 参照 Ⅲ部1章2節3項2(米国のミサイル防衛と日米BMD技術協力)
資料23(日米共同研究・開発プロジェクト)

2 日米共通装備品の生産・維持整備

(1) F-35A生産への国内企業の製造参画及び整備拠点の設置

わが国は、11(平成23)年12月、F-35A戦闘機をF-4戦闘機の後継機である次期戦闘機とし、平成24(2012)年度以降、42機取得すること、一部の完成機輸入を除き国内企業が製造に参画することなどを決定した。これを踏まえ、わが国は、平成25(2013)年度以降のF-35A戦闘機の取得に際して国内企業の製造参画を図っており、これまで、機体及びエンジンの最終組立・検査

(FACO) やエンジン部品の一部 (19品目)、レーダー部品の一部 (7品目) 及び電子光学分配開口システム (EODAS)³ 部品の一部 (3品目) について、製造参画を決定した。

国内企業が機体やエンジンのFACOに必要な能力や施設を有することは、

- 機体やエンジンが破損し、主翼や胴体、タービンなど主要構造部位の修理・交換など、部隊では実施できない作業の必要が生じた場合でも、機体やエンジンを海外に輸送せず国内で迅速に対応することができる
- 将来的にF-35A戦闘機的能力向上を図る際などに、国内で改修作業を行うことができるなど、F-35A戦闘機に対する運用支援を効果的に実施する上で重要である。

また、国内企業がFACOの実施や部品の製造に参画することは、ステルス機のシステム・インテグレーション技術や最先端の戦闘機技術・ノウハウに接することが可能となるという意義もあり、防衛生産・技術基盤の強化にも資することになる。なお、国内で機体のFACOを実施したF-35A戦闘機については、18 (平成30) 年1月に空自の三沢基地に配備された。

米国政府は、F-35戦闘機について全世界的な運用が予想される中、北米・欧州・アジア太平洋地域において機体・エンジンを中心とした整備拠

点 (リージョナル・デポ) の設置を構想している。14 (平成26) 年12月、米国政府は、アジア太平洋地域におけるF-35の整備拠点について、①機体の整備拠点については、18 (平成30) 年初期までにわが国及びオーストラリアに設置すること⁴、②エンジンの整備拠点については、18 (平成30) 年初期までにオーストラリアに設置し、追加的な所要に対応するため3~5年後にわが国にも設置すること⁵を決定した旨を公表した。

機体及びエンジンのFACO施設を活用した整備拠点を国内に設置し、アジア太平洋地域での維持整備に貢献することは、わが国のF-35A戦闘機の運用支援体制を確保するとともに、国内の防衛産業基盤の維持、日米同盟の強化及びアジア太平洋地域における装備協力の深化といった観点から、有意義である。

(2) 日米オスプレイの共通整備基盤の確立に向けた取組

米海軍は、普天間飛行場に配備されている米海兵隊オスプレイの定期機体整備を17 (平成29) 年頃から開始するため、その整備企業を選定する入札を行い、15 (平成27) 年10月、富士重工業株式会社⁶を選定し、17 (平成29) 年2月から、陸自木更津駐屯地において定期機体整備が実施されている。

防衛省としては、①陸自オスプレイ (V-22)⁷の円滑な導入、②日米安保体制の円滑かつ効果的な運用、③整備の効率化の観点から、木更津駐屯地の格納庫を整備企業に使用させ、米海兵隊オスプレイの整備とともに、将来のV-22の整備を同駐屯地で実施することにより、日米オスプレイの共通の整備基盤を確立していくこととしている。木更津駐屯地での共通の整備基盤の確立は、新ガイドラインに掲げる「共通装備品の修理及び整備の基盤の強化」の実現と沖縄の負担軽減に繋がるものとして、極めて有意義である。



F-35 配備記念式典 (三沢) において訓示する小野寺防衛大臣
(18 (平成30) 年2月)

3 電子光学分配開口システム。一つの機体に6か所内蔵することにより全方位を認識することができる最先端赤外線センサーであり、ミサイル検出及び追尾などが可能になる。

4 日本における機体のリージョナル・デポは、三菱重工業株式会社 (愛知県: 小牧南工場) を予定

5 日本におけるエンジンのリージョナル・デポは、株式会社IHI (東京都: 瑞穂工場) を予定

6 17 (平成29) 年4月1日に、株式会社SUBARUに社名を変更

7 陸自では、CH-47JA輸送ヘリコプターの輸送能力を巡航速度や航続距離などの観点から補完・強化し得るティルト・ローター機 (オスプレイ (V-22)) を17機導入することとしている。15 (平成27) 年6月、このうち5機について米海軍省と契約し、平成30 (2018) 年度末に当該5機が納入される予定

3 ■ 新たな防衛装備・技術協力の構築

1 欧州主要国との防衛装備・技術協力など

競争力のある防衛産業を擁する欧州主要国との防衛装備・技術協力は、これらの国々との安全保障・防衛協力の強化及びわが国の防衛生産・技術基盤の維持・強化に資するものであることから、その関係の構築・深化を図っている。

(1) 英国

英国との間では、13（平成25）年7月、日英防衛装備品・技術移転協定⁸を締結し、同月、米国以外の国とは初めてとなる化学・生物防護技術にかかる共同研究を開始し、本共同研究は17（平成29）年7月に成功裏に完了した。

また、14（平成26）年7月、国家安全保障会議において、英国との共同研究のための技術情報（空対空ミサイルのシーカー⁹技術）の移転が、防衛装備移転三原則における海外移転を認め得る案件に該当するとされたことを受け、同年11月、「共同による新たな空対空ミサイルの実現可能性にかかる日英共同研究」に関する取決めを作成し、共同研究を開始した。また、16（平成28）年7月、人員脆弱性評価に係る共同研究を、18（平成30）年2月、ジェットエンジンの認証プロセスに係る共同研究を、同年3月、次世代RFセンサシステムの実現可能性に係る共同研究を開始した。

さらに、17（平成29）年3月、「将来戦闘機における英国との協力の可能性に係る日英共同スタディに関する当局間取決め」を作成した。本取決めの締結により、日英がそれぞれ検討を進める将来戦闘機及び将来戦闘航空システム（FCAS¹⁰）に関する情報交換を行い、将来の協同事業の可能性について意見交換を実施している。なお、17（平成29）年12月に実施された第3回日英「2+2」では、「共同による新たな空対空ミサイル

（JNAAM）」の実現可能性に係る研究の第二段階の進捗を受けて、試作研究及び発射試験を含む次の同研究プロジェクトを早期に進めることへの期待が表明された。

Q 参照 Ⅲ部2章1節4項8（(1) 英国）

(2) フランス

フランスとの間では、14（平成26）年1月、防衛装備品協力及び輸出管理措置に関する委員会をそれぞれ設置し、15（平成27）年3月には、日仏防衛装備品・技術移転協定¹¹に署名した。また、18（平成30）年1月の第4回日仏「2+2」においては、次世代機雷探知技術に関する協力の早期開始を確認し、同年6月、次世代機雷探知技術に係る共同研究を開始した。

また、17（平成29）年6月に若宮防衛副大臣（当時）がフランスを訪問し、パリで開催された「パリ・エアショー2017」の視察を行ったほか、政府高官らと意見交換を行った。同ショーには海自P-1哨戒機が参加するとともに、防衛装備庁が初めてP-1哨戒機関連のブースを出展した。

Q 参照 Ⅲ部2章1節4項8（(2) フランス）

(3) ドイツ

ドイツとの間では、17（平成29）年7月、日独防衛装備品・技術移転協定¹²の署名が行われた。

また、18（平成30）年4月に福田防衛大臣政務官がドイツを訪問し、ベルリンで開催された「ベルリン・エアショー2018」の視察を行ったほか、ドイツ国防省高官と会談を行った。同ショーには海自P-1哨戒機が参加するとともに、防衛装備庁がP-1哨戒機関連のブースを出展した。

Q 参照 Ⅲ部2章1節4項8（(4) その他の欧州諸国）

8 正式名称：防衛装備品及び他の関連物品の共同研究、共同開発及び共同生産を実施するために必要な武器及び武器技術の移転に関する日本国政府とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国政府との間の協定

9 目標を捜索・検知及び追尾するためのミサイルの構成装置

10 英国における戦闘機を含む将来の戦闘航空システム体系全体の総称

11 正式名称：防衛装備品及び技術の移転に関する日本国政府とフランス共和国政府との間の協定

12 正式名称：防衛装備品及び技術の移転に関する日本国政府とドイツ連邦共和国政府との間の協定

(4) イタリア

イタリアとの間では、17（平成29）年3月、日伊首脳会談において、日伊防衛装備品・技術移転協定¹³の交渉を開始することで一致し、同年5月、同協定の署名が行われた。

Q 参照 Ⅲ部2章1節4項8（(4) その他の欧州諸国）

2 アジア太平洋地域の友好国との防衛装備・技術協力など

アジア太平洋地域の友好国との間では、わが国との防衛装備・技術協力に関する関心や期待が寄せられており、関係構築を積極的に図っている。

(1) オーストラリア

オーストラリアとの間では、14（平成26）年7月、日豪防衛装備品・技術移転協定¹⁴の署名が行われた。

また、14（平成26）年10月の日豪防衛相会談においては、①F-35プログラムに関する潜在的な協力の機会の検討、②取得改革にかかるオーストラリア装備庁との対話、③オーストラリア側からの要請を受け、オーストラリアの将来潜水艦プログラムに関する日本の協力の可能性についての検討、④オーストラリア国防科学技術機関との防衛技術交流（船舶の流体力学分野、技術者交流）、⑤防衛産業間対話を含む多面的な協力について検討を進めていくこととした。その後、15（平成27）年12月からは船舶の流体力学分野に係る共同研究を開始した。また、将来潜水艦プログラムについては、15（平成27）年11月、わが国は将来潜水艦プログラムへの協力に関する検討結果を提出したものの、16（平成28）年4月、オーストラリア政府は、将来潜水艦プログラムにおけるパートナーは、フランス企業に決定したと発表した。

Q 参照 Ⅲ部2章1節4項1（日豪防衛協力・交流）

(2) インド

インドとの防衛装備・技術協力は、日印の特別な戦略的グローバル・パートナーシップに基づく重要な協力分野と位置付けられており、15（平成27）年12月の日印首脳会談において日印防衛装備品・技術移転協定¹⁵の署名が行われた。また、US-2救難飛行艇については引き続き、二国間の協力に向けた議論が継続している。

また、US-2以外についても、17（平成29）年9月に第3回目となる防衛装備・技術協力に関する事務レベル協議を開催するなど、デュアル・ユースを含む防衛装備・技術協力案件の形成に向け協議を実施してきており、17（平成29）年9月の日印防衛相会談では、陸上無人車両（UGV）やロボティクス分野での研究協力に向けた協議を開始することについて合意した。さらに、17（平成29）年9月には、民間防衛産業間の協力活性化を企図し、政府関係者及び日印企業の出席を得て、防衛装備庁及び印国防生産庁共催で、「日印・官民防衛産業フォーラム」を東京にて初開催した。同フォーラムの開催は日印両国の防衛装備・技術協力に関する議論が確実に進展していることを示す、画期的なものであった。

Q 参照 Ⅲ部2章1節4項3（日印防衛協力・交流）

(3) ASEAN 諸国

ASEAN 諸国との間では、日 ASEAN 防衛当局次官級会合などを通じて、人道支援・災害救援や海洋安全保障など、非伝統的安全保障分野における防衛装備・技術協力について意見交換がなされており、参加国からは、これらの課題に効果的に対処するため、わが国からの協力が期待が示されている。16（平成28）年11月の日 ASEAN 防衛担当大臣会合の際にわが国が表明した「ビエンチャン・ビジョン」において、ASEAN 諸国との防衛装備・技術協力に関しては、①装備品・技術移転、②人材育成、③防衛産業に関するセミナーなどの開催を3つの柱として進めることとしている。具体的な取組として、フィリピンとの間では、

¹³ 正式名称：防衛装備品及び技術の移転に関する日本国政府とイタリア共和国政府との間の協定

¹⁴ 正式名称：防衛装備品及び技術の移転に関する日本国政府とオーストラリア政府との間の協定

¹⁵ 正式名称：防衛装備品及び技術の移転に関する日本国政府とインド共和国政府との間の協定



TC-90譲渡式典におけるロレンザーナ比国防大臣と福田防衛大臣政務官
(18(平成30)年3月)

同年9月の日比首脳会談において、フィリピン海軍への海自TC-90練習機の移転などについて正式に合意され、同年11月から18(平成30)年3月まで、フィリピン海軍パイロットに対する操縦訓練を海自徳島航空基地で行った。また、17(平成29)年4月以降、フィリピンにわが国の整備企業の要員を派遣し、維持整備の支援を実施している。さらに、同年3月には、2機のTC-90を、18(平成30)年3月には、残り3機のTC-90をフィリピン海軍へ引き渡した。なお、この移転は17(平成29)年6月に施行された、不用装備品等の無償譲渡等を可能とする自衛隊法の規定を初めて適用した事例である。また、フィリピンからの申出を踏まえ、18(平成30)年6月の日比防衛相会談において、自衛隊で不用となった多用途ヘリコプターUH-1Hの部品等を無償譲渡することを確認した。

タイとの間では、17(平成29)年11月、山本防衛副大臣がタイを訪問し、「国際防衛装備品展示会(Defense and Security2017)」の視察を行ったほか、タイ国防省高官らと会談を行い、防衛装備品・技術移転協定の早期締結を含め今後の二国間の防衛装備・技術協力を促進していくことで一致した。

ベトナムとの間では、16(平成28)年11月の日越防衛次官級協議において、「防衛装備・技術協力に関する定期協議の実施要領(TOR)」に署

Terms of Reference

名した。

マレーシアとの間では、18(平成30)年4月、日馬防衛装備品・技術移転協定¹⁶の署名が行われた。このような取組みを通じて、人道支援・災害救援や海洋安全保障分野での協力を推進していく。

Q参照 Ⅲ部2章1節4項6(ASEAN諸国との防衛協力・交流)

(4) 中東

17(平成29)年11月、大野防衛大臣政務官がアラブ首長国連邦(UAE)を訪問し、ドバイで開催された「ドバイ・エアショー2017」の視察を行ったほか、ダーヒリ国防次官らと会談を行った。同ショーには国外運航訓練に従事中的空自C-2輸送機が参加するとともに、防衛装備庁が初めてC-2輸送機関連のブースを出展した。

3 開発途上国装備協力規定の新設

わが国を取り巻く安全保障環境が厳しさを増す中、わが国と安全保障・防衛上の協力・友好関係にある国が適切な能力を備え、安全保障環境の改善に向けて国際社会全体として協力して取り組む基盤を整えることが重要である。この点、経済規模や財政事情により独力では十分な装備品を調達することができない友好国の中には、以前から、不用となった自衛隊の装備品を活用したいとのニーズがあったものの、自衛隊の装備品を含む国の財産を他国に譲渡又は貸し付ける場合には、財政法第9条第1項の規定により、適正な対価を得なければならないこととされているため、無償又は時価よりも低い対価での譲渡は、法律に基づく場合を除き認められていなかった。

こうした中、友好国のニーズに応えていくため、自衛隊で不用となった装備品を、開発途上地域の政府に対し無償又は時価よりも低い対価で譲渡できるよう、財政法第9条第1項¹⁷の特例規定を自衛隊法に新設した(当該規定を含む防衛省設置法等の一部を改正する法律は17(平成29)年5月に成立)。

¹⁶ 正式名称：防衛装備品及び技術の移転に関する日本国政府とマレーシア政府との間の協定

¹⁷ 財政法(昭和22年法律第34号)第9条第1項 国の財産は、法律に基く場合を除く外、これを交換しその他支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し若しくは貸し付けてはならない。

なお、この規定により無償又は時価よりも低い対価で譲渡できるようになった場合においても、いかなる場合にいかなる政府に対して装備品の譲渡などを行うかについては、防衛装備移転三原則などを踏まえ、個別具体的に判断されることとな

る。また、譲渡した装備品のわが国の事前の同意を得ない目的外使用や第三者移転を防ぐため、相手国政府との間では国際約束を締結する必要がある¹⁸。

4 ■ 民間転用

防衛省では、防衛分野と民生分野で共通する技術基盤が多くある航空機については、民生分野の活性化に資する施策を講じることが、わが国の航空機の生産・技術基盤の維持・活性化、ひいては防衛生産・技術基盤の維持・強化に繋がるといった観点から、防衛省が開発した航空機の民間転用について検討を進めてきた。10（平成22）年8月には、民間転用の制度設計に向けた指針を取りまとめ、11（平成23）年には、民間転用を希望する

企業の申請に関する制度を整備した。これまで、P-1哨戒機に搭載されるF7-10エンジンやUS-2救難飛行艇の民間転用に向けた技術資料などについて、企業の申請を受けて開示してきた。16（平成28）年12月には、F7-10エンジンについて、防衛装備庁と製造会社である株式会社IHIとの間で、JAXAへの販売に向けた民間転用契約を初めて締結した。

5 ■ 技術管理

国際的な防衛装備・技術協力の推進に当たっては、防衛技術やデュアル・ユース技術の機微性、戦略性を適正に評価し、わが国の「強み」として守るべき技術を守るとともに、わが国の安全保障

上の観点などから意図しない武器転用のリスクを回避するため、経済産業省とも連携しつつ、技術管理を強化していく。

6 ■ 国際防衛装備品展示会への出展

防衛装備・技術協力を推進する観点から、防衛装備庁では、国際防衛装備品展示会への出展を実施し、わが国の防衛装備に関する施策や高い技術力を発信している。このような取組は、各国政府関係者などのわが国の装備政策や技術力に対する理解の促進につながっている。

17（平成29）年は、英国のロンドンで開催されたDSEIやタイのバンコクで開催されたD&Sなどの国際防衛装備品展示会、フランスのパリ及びアラブ首長国連邦のドバイで開催されたエアショーに、18（平成30）年は4月にドイツのベルリンで開催されたエアショーに出展し、防衛装備庁の施策、わが国が開発したP-1哨戒機やC-2輸



英国DSEI (Defence and Security Equipment International) に
出展した防衛装備庁の展示ブース

送機、無人装備の研究試作品の展示などを通じた研究開発の成果、わが国の製造業が有する高い技

¹⁸ 17（平成29）年6月現在、わが国は、防衛装備品・技術移転協定を、米国、英国、オーストラリア、インド、フィリピン、フランス、イタリア、ドイツおよびマレーシアと締結している。

術力について広く情報発信した。

さらに、これらのイベントには、各国政府関係者らが一堂に会しており、かかる機会をとらえ、わが国から防衛副大臣や防衛大臣政務官を含むハイレベルが各国との間で会談を行った。これらの取組により、わが国の防衛装備に関する施策や高い技術力に対する諸外国の理解を深め、防衛装備・技術協力推進のための基盤の形成に寄与することができた。



ベルリンエアショーに出展したP-1哨戒機（18（平成30）年4月）

7 ■ 官民防衛産業フォーラム

官民一体でアジア太平洋地域の友好国との防衛装備・技術協力を促進することを目的として、「官民防衛産業フォーラム」を実施している。本フォーラムは、わが国と各国における防衛産業を取り巻く諸制度などについて参加企業に対し説明するほか、各企業による製品・技術のプレゼンテーションなどを行い、関係者の理解を深め、今後の具体

的な防衛装備・技術協力につなげるための取組として行っているものである。直近では、17（平成29）年8月にインドネシアと、同年9月にインドと、同年10月にベトナムと、18（平成30）年3月にオーストラリアとの間で同フォーラムを開催している。